

京都市での人権擁護委員による特設相談所における相談内容について(開催場所 市民生活センター)

年	月日	場 所		相談件数	相談類型及び件数	
平成18年	8月24日	京都市	市民生活センター	5	37 プライバシー関係(相隣間)	1
					56-1 強制・強要(ストーカー、女性に対するもの)	1
					49-7 住居・生活の安全関係	1
					61 その他	2
	9月28日	京都市	市民生活センター	3	01 公務員の職務執行等(特別公務員(警察官)に関するもの)	1
					08 公務員の職務執行等(その他の公務員(地方公務員)に関するもの)	1
					49-7 住居・生活の安全関係	1
	10月26日	京都市	市民生活センター	0		0
	11月16日	京都市	市民生活センター	0		0
	12月21日	京都市	市民生活センター	1	17 暴行・虐待	1
49-7 住居・生活の安全関係					1	
平成19年	1月25日	京都市	市民生活センター	1	61 その他	1
	2月22日	京都市	市民生活センター	2	08 公務員の職務執行等(その他の公務員(地方公務員)に関するもの)	1
					49-6 住居・生活の安全関係(不動産に関するもの(賃貸借))	1
					61 その他	1
	3月28日	京都市	市民生活センター	0		0
	4月26日	京都市	市民生活センター	0		0
	5月24日	京都市	市民生活センター	2	57 強制・強要	1
					38 プライバシー関係	1
6月21日	京都市	市民生活センター	0		0	
7月26日	京都市	市民生活センター	0		0	
合計				14		

平成18年12月21日の相談類型 17 49-7 は同一人からの相談。平成19年2月22日の相談類型 08 49-6 も同一人からの相談。

# 統計項目一覧

公務員 の 職務 執行 等	特別公務員に 関するもの	警察官に関するもの	01	
		その他の特別公務員に関するもの	02	
	教育職員 関係	体罰		03
		その他	不登校に関するもの	04-1
			その他	04-2
	学校におけ るいじめ		小学校におけるもの	05-1
			中学校におけるもの	05-2
			高等学校におけるもの	05-3
			その他	05-4
	刑務職員関係			06
その他の公 務員に關 するもの	国家公務員に関するもの		07	
	地方公務員に関するもの		08	
	その他		09	
人身売買			10	
売買関係	児童買春		11-1	
	その他		11-2	
暴行・ 虐待	家族間にお けるもの	夫の妻に対するもの	12	
		妻の夫に対するもの	13	
		親の子に對 するもの	児童に対するもの	14-1
			その他	14-2
		子の親に対するもの		15
		その他家族間 におけるもの	児童に対するもの	16-1
			その他	16-2
		その他		17
私的制裁			18	
医療関係			19	
人身の 自由関係	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律関係		20	
	その他		21	
社会福祉 施設関係	施設職員に よるもの	児童	22-1	
		高齢者	22-2	
		障害者	22-3	
	その他		23	
村八分			24	
差 別 待 遇	女性	雇用差別	25-1	
		交際に関する差別	25-2	
		商品・サービスの提供拒否	25-3	
		差別表現	25-4	
		その他	25-5	
	高齢者	雇用差別	26-1	
		交際に関する差別	26-2	
		商品・サービスの提供拒否	26-3	
		差別表現	26-4	
		財産侵害	26-5	
	障害者	その他	26-6	
		雇用差別	27-1	
		交際に関する差別	27-2	
		商品・サービスの提供拒否	27-3	
		差別表現	27-4	
	同和問題	財産侵害	27-5	
		その他	27-6	
		雇用差別	28-1	
		交際に関する差別	28-2	
		商品・サービスの提供拒否	28-3	
アイヌの 人々	差別表現	28-4		
	その他	28-5		
	雇用差別	29-1		
	交際に関する差別	29-2		
	商品・サービスの提供拒否	29-3		
差別表現	29-4			
その他	29-5			

私 人 等 に 関 する 事 項 の 内 容	差 別 待 遇	外国人	雇用差別	30-1
			結婚・交際に関する差別	30-2
			商品・サービス等の提供拒否	30-3
			差別表現	30-4
			在留手続	30-5
			帰化・国籍	30-6
			その他	30-7
	HIV感 染者等	雇用差別	31-1	
		結婚・交際に関する差別	31-2	
		商品・サービス等の提供拒否	31-3	
		差別表現	31-4	
		その他	31-5	
	刑を終え た人々	雇用差別	32-1	
		結婚・交際に関する差別	32-2	
		商品・サービス等の提供拒否	32-3	
		差別表現	32-4	
	その他	その他	32-5	
		雇用差別	33-1	
		結婚・交際に関する差別	33-2	
		商品・サービス等の提供拒否	33-3	
差別表現		33-4		
財産権侵害		33-5		
その他	33-6			
参政権関係			34	
プライバシー 関係	報道機関		35	
	インターネット		36	
	相隣関係		37	
	その他		38	
集会・結社及び表現の自由			39	
宗教の自由 に関するもの	カルト信者に対するもの		40-1	
	その他		40-2	
教育を受ける権利関係			41	
労働権 関係	不当労働行為		42	
	労基法違反		43	
	その他	リストラに関するもの	44-1	
		その他	44-2	
住居・生 活の安全 関係	自力執行		45	
	相隣関係	小公害	46	
		その他	47	
	公害		48	
	不動産に關 するもの	相続		49-1
		贈与		49-2
		売買		49-3
境界			49-4	
担保			49-5	
賃貸借		49-6		
その他		49-7		
強制・強要	家族間にお けるもの	夫の妻に関するもの	50	
		妻の夫に関するもの	51	
		親の子に対するもの	52	
		子の親に対するもの	53	
	その他	54		
	セクハラ	女性に対するもの	55-1	
		男性に対するもの	55-2	
ストーカー	女性に対するもの	56-1		
	男性に対するもの	56-2		
その他		57		
組織又は多衆の威力関係			58	
交通事故			59	
犯罪被害者			60	
その他			61	

# 京都の優れた景観を未来へ引き継ぐ



9月1日から、2年以上にわたる様々な角度から議論を重ね準備を進めてきた「新景観政策」が実施されます。

これは、地域の町並みに不調和な建物の増加や京町家などの伝統的な建物の減少により、失われつつある京都の優れた景観を保全・再生し、未来へ引き継いでいくためのものです。同政策では、「建物の高さ」、「建物等のデザイン」、「眺望景観や借景」、「屋外広告物」、「歴史的な町並み」の5つに關し新たな規制・誘導策を展開。また、市民の皆さんの意見を踏まえて京町家の保全や分譲マンションの建て替えなどの支援制度を加え、全国で初めてとなる総合的な景観政策としています。

更に、都市政策や都市計画、法体系などの様々な観点から同政策に助言・提言をいただく「景観政策アドバイザー」や、建築士など専門家の意見をデザイン基準に反映するための「景観デザイン協議会」を設置するなど、常に第三者の意見を採り入れて進化・成長し続ける仕組みも整えています。

市では今後も、市民の皆さんのご理解・ご協力の下、50年後、100年後を見据えた歴史都市・京都にふさわしい景観づくりを進めていきます。

なお、同政策について分かりやすく紹介したリーフレットを市役所案内所、区役所・支所などで無料配布中。屋外広告物の制度を紹介したリーフレットも9月3日から無料配布します。

\*市民しんぶん8月15日号(区版)に折り込みの「都市計画ニュース」でも紹介しています。

問合せ＝景観政策課 ☎222-3097

## 9月1日 新景観政策がスタート

### 1 建物の高さ

建物の高さは、都市の景観や市街地の環境に影響を与えます

都心部から三方の山すそにかけて建物の高さが次第に低くなることを基本とし、都心部での高さ規定を引き下げる(45m→31m、31m→15m)など、市街地のほぼ全域で地域の特性に合わせてきめ細やかに高さを規制。

### 4 屋外広告物

優良な屋外広告物は、美しく品格のある景観を演出します

市内全域での屋上看板・点滅式照明・可動式照明の禁止や表示位置・デザインなどに関する基準の見直しを行う他、優良な屋外広告物に対する支援制度を創設。

### 2 建物等のデザイン

建物などの形・色彩・材料は、景観を形成する重要な要素です

風致地区や景観地区(美観地区・美観形成地区)、建造物修景地区などの指定区域を市街地のほぼ全域に拡大し、それぞれの地域特性に合わせたデザイン基準を策定。

### 5 つの柱と支援策

#### 5 歴史的な町並み

京町家は歴史都市・京都の景観の基盤を構成するものです

歴史的な町並みの保全・再生のため、伝統的な建造物の外観の修理などに対する助成制度を充実。

### 3 眺望景観や借景

京都の優れた眺めや借景は、日本の財産です

全園初となる「眺望景観創生条例」によって、賀茂川右岸からの大字の眺めなど、先人から守り継がれてきた38カ所の優れた眺望景観・借景を保全。

### 支援制度

既存の建物もしっかりサポートします

新景観政策の展開に併せて、分譲マンションの建て替えや大規模修繕、京町家保全のための様々な支援制度を実施(関連記事を3面に掲載)。

お住まいの地域にはどんな規制が？

**都市計画情報がホームページで確認可能に**

高さやデザインの基準である高度地区や美観地区といった都市計画情報などをホームページに掲載。新景観政策で、お住まいの地域がどのような指定を受けているかを地図上で確認できますので、ぜひご利用ください。

ホームページ＝<http://www.5.city.kyoto.jp/tokeimap/>

※市ホームページ「京都市情報館」の「都市計画地図」からもご利用いただけます。

【主な掲載内容】用途地域・高度地区、風致地区、美観地区、美観形成地区、建造物修景地区、眺望景観保全地域、屋外広告物規制区域 他

問合せ＝都市計画課 ☎222-3505



# 市民しんぶん

平成19年9月1日

---

■京都市の総人口: 1,469,350人  
 ■男: 699,362人 ■女: 769,988人  
 ■世帯数: 665,072世帯  
(平成19年8月1日推計)

【主な内容】

特集	ごみ減量・リサイクルを更に推進
京都文化祭典07	応援します！地震に強いすまい・まちづくり
6・7面	2面

時を超えて美しく 歴史都市・京都





世界文化遺産・二条城を舞台に開催される「お城まつり」。2カ月間にわたり非公開の重要文化財「二の丸御殿台所」などで多彩な催しが繰り広げられます。この機会に、京都が誇る文化遺産で、奥深い文化芸術をお楽しみください。特記のない限り無料（要入城料）。当日直接。

■人力車に乗って

9月22～24・29・30日、10月6・7・14・20・21日。午前10時～午後3時半。ガイド付きの人力車で城内を周遊。各日先着20組(1組2人まで)。

■火縄銃の実演

9月23日午前11時～午後2時。緑の園。火縄銃の実演と解説。



■腐葉土・楳苗木プレゼント

①腐葉土＝9月24日。東大手門前（城外）。500人。②楳の苗木＝10月7日。長屋門北側（城内）。100人。いずれも午前9時半。先着順。

■井上隆平ヴァイオリンの調べ

9月29日午前11時、午後1・3時。二の丸御殿台所。先着各100人。申込み＝21日までに、京都いつでもコール（連絡先は下欄に掲載）。2人まで。



**二条城**  
〒604-8301  
中・二条堀川西入(1 841-0096)  
開城時間＝午前8時45分～午後5時  
(入城は午後4時まで)  
入城料＝一般600円、中学・高校生350円、小学生200円  
<http://www.city.kyoto.jp/bunshi/nijojo/>

■狩野高信生誕400年記念特別展

9月29日～11月25日、午前9時～午後4時5分（受付は午後4時半まで）。築城400年記念 展示・収蔵館。小学生以上100円（要入城料）。

【ギャラリートーク】

①10月27日午前10時～午後2時。展示障壁面の解説。②11月17日午後2時。狩野高信と作品の解説。先着各40人。

■映像で見る二条城

10月5日～11月7日、午前10時～午後4時。二の丸御殿台所。二の丸御殿障壁面のデジタル映像鑑賞他。

■京の老舗名産品展

10月5日～11月25日、午前9時～午後4時半。二の丸御殿台所前。京の名産品などの販売。

■二条城庭園めぐり

10月7・8・13・14・20・21日、午前9時半～午後1時。東大手門集合。二の丸庭園・本丸庭園・清流園の案内と解説。先着各30人。

■菊花展

10月20日～11月18日、午前8時45分～午後5時。唐門前。大菊約470本の展示。



■京響おでかけコンサート

10月20日午前11時～午後1時。清流園内香雲亭。京響メンバーによる弦楽四重奏。

■市民大茶会

10月28日（裏千家）、11月1日（表千家）、11月3日（藪内家）。午前9時半～午後3時。清流園。2,500円（2席・そば席・入城料込）。チケットは10月1日から、二条城で販売。



■二条城写真展

11月11～25日、午前10時～午後4時。二の丸御殿台所。二条城をテーマにした写真約70点の展示。

【作品募集】

募集作品＝二条城をテーマにした写真(1人1点)。四ツ切サイズ(ワイド可)。インクジェットプリント不可)。申込み＝作品表面に住所・氏名・1・作品タイトルを明記の上、9月1日～10月15日(必着)に、二条城へ郵送。返却不可。選考有。諸権利は市に帰属。

■清流園特別公開

11月16～25日、午前9時～午後3時半。

■二条城お囃端・門めぐり

11月18・25日、午後1時半。東大手門集合。東大手門、南門などの建造物の案内と解説。先着各30人。

■放鷹術の実演

11月24日午前11時～午後2時。緑の園。「放鷹」の実演と歴史説明。



※なお、耐震対策のため本丸御殿の特別公開を休止します。二の丸御殿などは従来どおり公開しています。

9月の広報番組

**テレビ**  
京のまち <KBS 京都 34ch>  
日曜午前11時30分～(14分)  
2日「残そう京都のシンボル『京町家』」  
9日「暮らしを守る緑の下の力持ち」  
16日「京都で満喫/セカンドライフ」  
23日「京都の地下を見てみよう！」  
30日「秋の京都が熱い!『京都学生祭典』」

**ラジオ**  
<KBS 京都1143kHz>  
◆明日への歩み  
日曜午前8時45分～(5分)。人権啓発番組  
◆DING / DONG / TIME・きょうと  
日曜午後5時～(14分)。生活情報番組  
◆まん我のまいど!おじゃまします  
土曜午前11時10分頃～(5分)。ラジオカーによるまちかど情報番組

**インターネット**  
京都市ホームページ「京都市情報館」  
パソコンから  
<http://www.city.kyoto.jp>  
携帯電話から  
<http://www.city.kyoto.jp/koho/m/>

**イベント情報番組**  
<FM 京都89.4MHz>  
キョウト・シティ・パブリック・ライン  
火曜～金曜午後2時10分～(1分半)  
<京都三条ラジオカフェ79.7MHz>  
イベント羅針盤  
土曜・日曜午前11時56分～(3分)

**インターネット**  
京都市ホームページ「京都市情報館」  
パソコンから  
<http://www.city.kyoto.jp>  
携帯電話から  
<http://www.city.kyoto.jp/koho/m/>  
左記の二次元コードから  
携帯電話でアクセスできます  
(一部機種除く)  
京都市情報館では「英語」「ハンゲル」「中国語」でも市政情報を提供しています。

**京都いつでもコール**  
市政情報総合案内コールセンター  
市の手続きや制度、イベント、施設に関する  
問合せにお答えする窓口  
午前8時～午後9時(年中無休)  
電話 661-3755  
FAX 661-5855  
電子メール(以下のホームページから)  
パソコン  
<http://www.city.kyoto.jp/koho/cc/>  
携帯電話  
<http://www.city.kyoto.jp/koho/m/cc/>  
左記の二次元コードから  
携帯電話でアクセスできます  
(一部機種除く)

平成 19 年 8 月 1 日 (水)

京都新聞 広告記事

# 8月は「人権強調月間」です。

## 人権擁護委員による 特設人権相談を実施します。

次の京都府及び京都市の庁舎で、実施します。

京都府会場	8月9日(木)
京都府庁 (第1号館府民総合案内・相談センター)	8月16日(木)
田辺総合庁舎	8月2日(木)
園部総合庁舎	8月2日(木)
舞鶴総合庁舎	8月7日(火)
綾部総合庁舎	8月8日(水)
宮津総合庁舎	8月8日(水)

京都市会場：市民生活センター研修室

(京都市中京区烏丸御池東南角 アーバンエックス御池ビル西館4階)

いずれの会場も開設時間は午後1時～4時です。

※京都府庁会場及び京都市会場は予約が必要です。  
その他の会場については予約は不要です。

京都府庁会場 電話 075-414-4235

京都市会場 電話 075-661-3755



## 人権啓発コンサート

本日開催

◎京都市駅前広場 (室町小路広場) ※雨天時は駅前広場 ◎8月1日(水) 16時30分から18時

京都市立京都すばる高校吹奏楽部



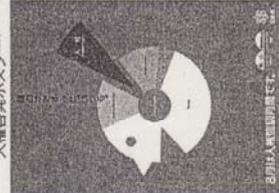
京都市学生祭典「京炎 そでふれ」チーム



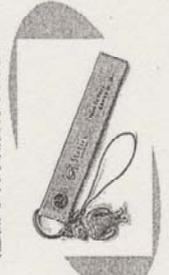
α-stationで活躍中のDJマツモトアキノリによるトークショーなど



人権啓発ポスター



※ストラップをプレゼント  
(在庫がなくなり次第終了します。)



Look, Listen, Talk...

・周りをよく見て、いじめが起きていることに気づこう。  
・困っている人がいたら、話を聞いてあげよう。

・つらい時は、すぐ誰かに話してみよう。  
・そうすることが、あたりまえ。そうすることが、かっこいい。

フィギュアに込められたメッセージです。  
デザイン 立石優希さん  
(京都府立総合高等学校 芸術学部 美術科美術教師)

主催：京都人権啓発推進会議

行事の内容等に関するお問い合わせは

### 京都府府民労働部人権啓発推進室

電話 075-414-4267又は4271 ファックス 075-414-4268

Eメール [jinken@pref.kyoto.lg.jp](mailto:jinken@pref.kyoto.lg.jp) まで

人権にかかわる催しなどの情報を、希望される皆さんにお届けします！

京都人権啓発推進会議(会長、京都府知事)では、多くの府民の皆さんに日頃から人権について関心を持っていただくため、人権にかかわる催しなどの情報を、希望される皆さんにお届けします。詳しくは京都府ホームページ内の「人権啓発」のページへようこそ！ (<http://www.pref.kyoto.jp/jinken/index.html>) をご覧ください。